

事務連絡  
令和5年5月12日

各都道府県・市町村 生活保護制度主管部局 御中  
生活困窮者自立支援制度主管部局

厚生労働省社会・援護局保護課  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」  
(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について (周知)

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

ヤングケアラーへの支援に係る取組については、令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」において、ヤングケアラー発見等のためのアセスメントツールが作成され、周知されているところです。

今般、よりきめ細やかなアセスメントシートの在り方に関して検討するための令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」において下記のツール等が作成され、こども家庭庁より、別添事務連絡のとおり各都道府県・市町村・特別区の児童福祉主管部局宛て周知されました。

- ・ ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC（ヤングケアラー）気づきツール（こども向け）」
- ・ 家族（ケアの受け手）への支援の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC気づきツール（大人向け）」
- ・ こども本人の行うケアの現状やケアの影響、支援ニーズを把握し、必要な支援や支援へのつなぎ方を検討するための「アセスメントツール」

つきましては、各都道府県・市町村の生活保護制度主管部局及び生活困窮者自立支援制度主管部局におかれましても、別添事務連絡の内容を御了知いただき、児童福祉主管部局等と連携してヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、執務の参考として御活用ください。また、管内の保護の実施機関及び自立相談支援機関等の関係機関に対し、周知を行っていただくようお願いいたします。

(参考) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」 (有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

(別添) 「「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」  
(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業について)」 (令和5年4月26  
日付けこども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡)

事務連絡  
令和5年4月26日

各〔都道府県〕  
〔市町村〕 児童福祉主管部局 御中  
〔特別区〕

こども家庭庁支援局  
虐待防止対策課

「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」  
(令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業) について

平素より、児童福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
ヤングケアラー発見等のためのアセスメントツールとしては、令和元年度調査研究「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」において作成し、地方自治体等への周知を図ったところです。

このたび、よりきめ細やかなアセスメントシートの在り方に関して検討するため、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」(実施主体 有限責任監査法人トーマツ)を実施し、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC 気づきツール(こども向け)」、家族(ケアの受け手)への支援の中で、ヤングケアラー支援が必要となる可能性を確認するための「YC 気づきツール(大人向け)」、こども本人の行うケアの現状やケアの影響、支援ニーズを把握し、必要な支援や支援へのつなぎ方を検討するための「アセスメントツール」等を作成しました。

各都道府県等におかれましては、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、本ツールを執務の参考としてご活用いただくとともに、ヤングケアラーと接する可能性のある関係機関、団体等に周知していただきますようお願いいたします。

引き続き、関係機関との連携をより一層密にし、ヤングケアラーへの支援に係る取組を推進していくこととしていますので、各都道府県等におかれましても、ヤングケアラー支援体制強化事業(「ヤングケアラー支援体制強化事業の実施について」(令和4年3月31日付け子発0331第18号子ども家庭局長通知))を活用するなどして、ヤングケアラーの早期発見や支援につながる施策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、地域福祉課生活困窮者自立支援者自立支援室、保護課、職業安定局首席職業指導官室、人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室、医政局総務課、健康局健康課保健指導室及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課からも都道府県等の各関係部局に対し本ツールについて周知する予定であることを申

し添えます。

(参考) 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラー支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」(有限責任監査法人トーマツ)

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

**【連絡先】**

こども家庭庁 支援局

虐待防止対策課 自治体支援係・若年保護係

TEL : 03-6771-8030 (代表)

mail: [jidounetwork@cfa.go.jp](mailto:jidounetwork@cfa.go.jp)